



諮問第1号

前橋市国民健康保険運営協議会 様

国民健康保険税のうち、基礎課税額に係る課税限度額を下記のとおり改正したいので、前橋市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、貴協議会の意見を求めます。

令和4年 1月25日

前橋市長 山本



記

1 基礎課税額（医療給付費分）に係る課税限度額

区 分	現 行	改 正 案
課 税 限 度 額	630,000円	650,000円

2 適用区分

改正後の基礎課税額に係る課税限度額は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 その他

本件は、地方税法等の関係法令が改正された後に改めるものとする。



諮問第2号

前橋市国民健康保険運営協議会 様

国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を下記のとおり改正したいので、前橋市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、貴協議会の意見を求めます。

令和4年 1月25日

前橋市長 山本



記

1 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額

区 分	現 行	改 正 案
課 税 限 度 額	190,000円	200,000円

2 適用区分

改正後の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 その他

本件は、地方税法等の関係法令が改正された後に改めるものとする。